

2026年1月

新専門医制度のお知らせ（36）
～ダブルボードによる研修カリキュラム制における学会発表について～

専門医制度委員会
担当理事・委員長 芳賀 信彦

研修プログラム制においては、日本リハビリテーション医学会年次学術集会・秋季学術集会・地方会学術集会での発表を2回以上（2回のうち少なくとも1回は、日本リハビリテーション医学会年次学術集会または秋季学術集会）行うことが、専門研修の修了要件（＝専門医認定試験の受験資格）となっています。

一方ダブルボードによる研修カリキュラム制においては、「新専門医制度下のリハビリテーション科領域カリキュラム制(単位制)による研修制度」において「必要とされる臨床以外の活動実績は、「プログラム制」と同一とする。」とされています。従って日本リハビリテーション医学会年次学術集会・秋季学術集会・地方会学術集会での発表を2回以上（2回のうち少なくとも1回は、日本リハビリテーション医学会年次学術集会または秋季学術集会）行うことが、専門カリキュラムの修了要件（＝専門医認定試験の受験資格）となります。この修了要件となるのは、リハビリテーション科の研修開始後の発表のみとなりますので、ご注意ください。なお、研修プログラム制から研修カリキュラム制に移行した専攻医の場合は、研修プログラム制による研修開始以降の発表が認められます。

【参考】「リハビリテーション科専門研修プログラム整備基準」（抜粋）

指導医の指導のもと日本リハビリテーション医学会年次学術集会・秋季学術集会・地方会学術集会での発表を2回以上行い（2回のうち少なくとも1回は、日本リハビリテーション医学会年次学術集会または秋季学術集会）、リハビリテーション医学・医療関連の論文執筆やリハビリテーション関連学会への参加も積極的に行う。

ご不明な点がある場合は、メールまたはFAXにて下記までお問い合わせください。回答にお時間を頂く場合がございます。あらかじめご了承ください。なお電話でのご質問には基本的にお答え致しかねます。

問合せ先：公益社団法人 日本リハビリテーション医学会 専門医制度委員会
E-mail（新専門医制度専用）：sinseido@jarm.or.jp
FAX：03-5280-9701